

山口市環境審議会会議録

審議会等の名称	令和 7 年度第 1 回山口市環境審議会
開催日時	令和 7 年 5 月 3 0 日（金） 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 4 5
開催場所	山口市役所本庁舎 庁議室（4 階）
公開・部分公開の区分	公開
出席者	青木委員、秋本委員、荒木委員、石田委員、今村委員、大野委員、岡崎委員、木村委員、豊田委員、福田委員、福浪委員、福代委員、横山委員 敬称省略・5 0 音順（1 3 人）
欠席者	樋口委員、山中委員
事務局	伊藤市長、尾中環境部長、中川環境部次長、末永環境部参事(兼)環境政策課長、中村環境衛生課長、柳井資源循環推進課長、秋本環境施設課長、社河内清掃事務所長、環境政策課伊藤主幹・吉賀主幹・長尾室長、資源循環推進課久保主幹（1 2 人）
議題	1 開会 2 委員委嘱 3 会長、副会長の互選について 4 諮問 5 議事 （1）民間事業者による太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理について （2）環境審議会清流保全部会の設置について 6 その他
内容	次第に沿って以下のとおり進められた。 <事務局> 配布資料の確認 <事務局> <u>1 開会</u> 市長挨拶 <事務局> <u>2 委員委嘱</u> 事前配布により交付された。 <事務局> <u>3 会長、副会長の互選について</u> 事務局案（福代委員を会長、横山委員を副会長）を提案し、全会一致により承認された。 <会長> 会長挨拶

<事務局>

4 諮問

市長諮問

<会長>

5 議事

会議内容は原則公開、議事録についても公表することを提案、了承された。

<会長>

5 議事（１）民間事業者による太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理について

資料に基づき事務局から説明

以下、各委員及び事務局の発言要旨

<委員>

確認になりますが、今回の内容については、太陽光発電でも主に農地、田んぼとか、そういったところの平地に設置される太陽光発電についての内容ということでしょうか。建物の屋上とかに設置される太陽光発電については、この条例には入ってこないというか、意見交換しなくていいのでしょうか。

<事務局>

自宅やビルの屋上ではなく、農地や山の裾野など、そういったところを対象として意見を頂ければと思っています。

<委員>

これを見ると設置のための条例ですが、廃棄するときのことは考えないのでしょうか。

<会長>

今回設置がメインに聞こえるんですが、廃棄はどうか、事業終了後はどうなのかということですが、いかがでしょうか。

<事務局>

廃棄については、国などが廃棄をどうするのかということを定めたと思っているので、今回はあくまでも設置についての意見をお願いします。

<会長>

今の視点は大事で、設備を設置し、その後放置されたら大変だというのは、苦情というか地域からの意見にも出てますから、他地域の条例には廃棄のことまでは書いてない感じもするので、山口市がそこを重点的というきっかけになったのかもかもしれません。

<事務局>

補足ですが、廃棄の積立金は行われているのかなと。2022年から積立金というのは求められるようになっていきます。リサイクルの義務化が国レベルで協議をされてます。今年度中に国会提出ということなんですが、今国会へは取り上げられないとなったようです。ただリサイクルは事業者との連携が必要になってきますから、そういう国レベルにお任せをする部分があるのかなとは思っています。ただそういう動きがありますので、基本的には市レベルで具体的にというのは考えていないですが、もし、いいアイデアがあれば、御意見頂けたらと思います。

<会長>

県の技術評価審議会とかではよく出るのですが、事業終了後どうするのかというのは大型の太陽光発電では話題になります。そこに対しては、それができないから駄目ということではないけれども、議題にして事業者の方からこういうふうに最後処理しますというのは言ってもら部分がありますので、そういう意味ではやはり念頭に置いてくださいというのは示すことができるんじゃないかなとは思っています。

<委員>

考える上で市から情報として頂きたいのは、固定価格買取制度に対応しているものとしていないもの、例えば発電容量の割合だとか、現在の面積の割合だとか、それからもう一つは基準が10KW以上ということですが、10KW未満はどのぐらいの設備の面積があるとか、それがどのぐらいあるのかというような、要するに、どういうターゲットを考えていくのかという具体的なイメージがないので、例えば小さいものがたくさんできて問題になっているのか、どの業者がやってるか分からないとか、大きなものをつくるので問題になっているのかというところが絞れなくて考えられなかったもので、その情報を頂ければと思います。

<事務局>

いくつか問題を挙げて頂いたんですけども、全てが問題になっているというところでは。大きいもの小さいものというよりは、突然知らないうちに太陽光発電が近所にできてしまうとかということがよく聞く話です。固定価格買取制度とそうでないもの、これは特に面積で縛りが変わってくるということはないので、あとは事業者がどちらを使われるかということの問題になってきます。

<委員>

固定価格買取制度に対応する、事業化するというのであれば、その説明会とかそういうことはかなりシステムとしてやらなきゃいけないこととして出てくるわけですが、そうではなく、固定価格買取制度を利用しない事業となると、割とルーズになってしまう、先ほどのガイドラインから外れるので、その面積はどのぐらいある、どのぐらいの比率であるのかという情報が分かればと思ったんです。あとは小さいものがたくさんできているのかどうかということですね。

<事務局>

固定価格買取制度を使っている設備の数は、資源エネルギー庁のウェブサイト

で確認できますが、制度を利用していないものは把握できておりません。

補足で申し上げますと、固定価格買取制度を使われている事業者の数については、1番新しいもので令和6年12月末現在ですが、下は10KWから大きなもの全てを含みまして、市内に新規でつけられたものは2,152箇所となっています。この中でも10KW以上50KW未満のもの、これが1番多く新規で2,045箇所となっています。大きくなるにつれて面積の問題もあると思いますので数が少なくなりますが、新規でついたものの大半が10から50KW、10KWは一般家庭の屋根についているものが、大体10KWぐらいだと思って頂ければと思います。制度を使っていないものについては把握できておりません。

<会長>

そもそも把握ができないこと自体が非常に大きな問題かなと。固定価格買取制度を利用したら、どこに誰がどのぐらいの面積でやってるか分かるし、説明義務もあるしということで、逆に言うと厳しいので、ちゃんと住民との話のもと進んでいるというところで制度が整っていると。買取制度でいくと、値段が下がっているんで、そんな制度使わなくても、売り先があれば商売になるっていう人が届出もしないで、土地さえ確保できれば展開できると、これが1番問題になってるだろうと。そうすると把握できないということで、そういったことに対して皆さんがちょっとそれはと思うと、この審議会を通して把握する制度をという意見として出せると思います。

<委員>

議論する前に整理をしないといけない気がしていて、太陽光発電も建物の屋根とか屋上に設置しているものもあれば、もともと農地だったところであったり、山林であったり、それから、設置している場所が、いわゆる中山間地なのか、都市部なのか、周辺の商業地なのか、そういった都市計画上の区域分けも関わってくると思います。それから既に問題になっている事案が具体的にありと思いますので、どういったものが出ているのかの情報も欲しいと思います。

<会長>

今回広く意見をというところなんですけれども、今もおっしゃったように、現状、どんな問題が起きているのかとかのパターンを、山の方で展開した場合は大雨のときの土砂崩れが問題になるし、都市部の場合は反射光とパターンが違う。そういった過去の事例、他自治体の事例も並べて、こういうことがあるんじゃないかと情報が整理されるといいと思います。

<委員>

資料を見ると、施行が最近のものほどルールが厳しくなっている傾向があり、参考になるのは防府市の事例かなと思ってんですけど、この中で最近策定されたものは指導等に勧告がある。勧告があるということは、苦情が出たときに窓口があって、それが事業者に対して勧告をする。先ほども事業者が分からない状況だということと問題だというのは、そういう勧告のシステムが機能しないということで、おそらく防府市とかは、そういう部分に対応されてるのかなと思うんですけど、この辺については、先ほどの意見も情報を集めた方がいいということで、私もそうだな

と思ったんですけども、いかがでしょうか。

<事務局>

窓口ということでお答えいたしますと、太陽光発電を設置することに伴っての窓口はありませんが、山口市の生活環境の保全に関する条例に関して、1,000平方メートル以上の土地の造成、切り盛りをする場合には、開発指導課に窓口があり、多くの場合はそれに該当します。事業者も、設置して電気を売って儲けが出ないと設置はできません。土地を購入したら、そのお金も含めて儲けが出ないと設置できないので、小さい規模というのはあまりないと思います。例外として、1つ置いて、また少し離れたところにどんどん置いてという場合があります。造成に伴って届出がでる案件は多いですが、太陽光発電に着目して届出を頂くわけではないですが、これに伴っての指導監督はできます。太陽光発電に着目してできるかという点と難しいところがあります。造成について、これは大丈夫ですか、土砂は出ませんか、水は汚しませんかという指導はできますが、こうした制約はある状況です。

ヒアリング等もしたんですが、具体的にどういう問題があるかというのは、窓口がないので十分つかめてないというのが現状です。ただ、多いのは雑草で、周りに農地があると虫がくる、自分の農地だけ草刈りしても虫が飛んでくる、不法投棄を誘発するというのは多いと感じています。今まで受付窓口がないので、こちらの方も、きちんと整理できた情報がないというのが大きな課題だと思っています。

<会長>

ワンルームマンションが急にできるのと話が似てると思いました。ワンルームマンションをつくったらいいなと、これは土地を持ってる人の自由なんですが、実際できると何が起きるかというごみ問題なんです。周辺に関係ないところにごみを捨てる人がいるという問題がよくあります。全く一緒ではないですけど、そういう話だと思います。急に太陽光発電ができたことによって、草ぼうぼうになって、虫が飛んでくるというような話は、実は似た話だと思うんです。

そういう意味では、太陽光発電がよいとか悪いではなく、まず把握する仕組みというのが必要だと思います。

<委員>

企業側からすると、設置するときにレピュテーションリスクを防がないといけないんです。大きな企業、小さな企業、その区分けはないと思うんですが、届出するときに一連の確認を必ずしないといけない。そういった意味では、解決すべき主な課題が上がっていますが、一連の課題は解決することを前提に設置するものだと思います。

ただ、再生可能エネルギーって経済合理性があまりないものが非常に多いと認識してまして、自家消費もなかなか進まないのが現状です。住宅には設置する義務があったりとかして促進されていくんですが、こういう工場とか、大きなエネルギーを使ってる事業者が大規模な太陽光発電をつくれるのかという点、やはり経済合理性がないからなかなか手が出ない。山口でも、補助金制度もありますし、推進していく流れはあるんですが、結果的に小さな事業者の方とか、個人事業主の方になるほど、例えばメンテナンス性があり、パワーコンディショナーだとか、それに関連する

設備も必ず更新や修理が必要なんですよ。そうしたときに、売上げがどんどん下がってくるような状況があったとしたら、やはり経済合理性がなくなっていくので、結果的には更新もしないし、廃棄することにも当然お金がかかるので、そこまでの予算をきちっと組みながら計画してなかったら、当然放置につながっていくんですよ。だからそこら辺の一連の流れを、ある程度把握するというか、伝えるというのは必要で、それを理解した上で設置してもらえるような制度をいかに浸透させるかが大事だと思います。まずは把握しないと何も始まらないですし、小さい規模、私有地があるからすぐに設置しますみたいなことが、届出もなく簡単にできてしまう現状があるとしたら、なかなか把握もできないし防げない。全てが事後対応になってしまうので、それをいかに事前に防ごうかと思うと、広く伝えることから始めて、それをきちっと把握する制度の要求はおのずと出てくるのかなと感じています。

<委員>

質問ですが、大きなものは、企業名が敷地の立入禁止というところに書いてあったりするんですが、小さなものは、そういった看板とかが見当たらないものがたくさんあるのですが、例えばフレームやパネルに管理責任者の名前や連絡先を貼るとか、そういうような規制や決まりはないんでしょうか。

<事務局>

固定価格買取制度を利用している事業者にはやってもらわないといけないとなっているんですが、この制度を利用しない事業者は努力義務となっており、絶対につけないといけませんという強制力を持っていないのも問題だと認識しています。

<委員>

管理者を必ず明らかにすると、1区画ごと1ユニットごとに、国としては固定価格買取制度で縛り、そこから下は知らない、あるいは申請しなければ知らないと言っているものを、全てのパネルに管理者名を明らかにしなさいというようなことを、市の条例レベルでやることは可能なんでしょうか。

<事務局>

市の条例で可能だと考えています。

<委員>

ある意味、国より厳しいことを仕掛けることができるということでしょうか。事業者が嫌がるとか、コストがどのぐらいかかるということは抜きにして、制度としてそういうことをやることは可能ということでしょうか。

<事務局>

条例等の法的なものは確認をしないといけないんですが、基本は可能だと思います。法律がそれを禁止しているわけではないので、横出し上乗せ条例というんですが、それは可能だと思っています。国の指針などでも努力義務としてあるわけですから、それを条例等で定めていくことは可能と思っています。

<委員>

私のところで下水道の工事が始まるということで、市が指定業者をきちんと示してくださって、ここならというような形で、お示しくださっているんです。太陽光発電について、突然業者がいなくなるとか、廃棄に対してどうするのとか、いろんな問題を聞いてると、市がこの業者ならというか、そういった言い方は他の業者の方々に悪いとは思いますが、ある程度信頼がおけるかなど、市民サイドに立つとそういう思いがするんですけれども、そういったことは難しいんでしょうか。

<事務局>

下水道工事とかになりますと、市が発注して事業者に工事をやって頂くという形になりますが、太陽光発電は市が設置するものでなく、民間の方がつけられるものなので、市がこの事業者じゃないとというような縛りがかけられるかという点と難しい感じがします。ちゃんとされる事業者、そうではない事業者いらっしゃると思いますので、事業者というよりは、やることにして縛りをかけるということではできると考えています。

<会長>

事務局にお聞きしますが、今回、市長さんからの諮問について、意見を求めますということなんですが、今日1回限りではないですよ。今日で分かったのは、情報がないというところからスタートしてますから、情報把握して実情が分かると、それについて具体的にできるので、まず広く第1回目は聞いて、次に具体的にどうということが起きているとか、よそではどうなのかということまで知って、何段階か意見を求める形になるのでしょうか。

<事務局>

今回限りということはありません。本日は入口ということで、現在こういってことが起きているということを皆様に認識して頂いたところです。私ども情報を把握できていないということ、皆様もっと情報をというご意見を頂きましたので、またお示しをして、新たなご意見を頂いて、段階を踏ませて頂こうと思っています。

<会長>

情報源として自治会は非常に重要と思っていて、生活上の問題が集まってくるのは自治会なので、そこで聞くと、先ほどのワンルームマンションの話もそういうところで出てくるんです。太陽光発電が急にできたというような話は、どちらかというと自治会レベルで話題になって、どうにかしないととなると思うので、ぜひ自治会レベルでどうですかというような話を、何かのチャンネルを通じて聞いてみたら、実情がより分かるんじゃないかなと思います。

<委員>

2日前の新聞に、優良事業者への集約を進めたいというパネル問題の記事が出ており、自分の知らなかったことが随分書いてありました。今日の話が全部入っていました。会長さんが言われた内容も含めまして。

この場に出させてもらうというのは、一般公募ですから、専門の知識がない者が

出るわけですから、私は自治会の関係も随分お手伝いさせてもらっていますから、自治会の役員総会等へ審議会委員になりましたと、忌憚のない意見を環境問題について言ってほしいと、私のところ465世帯あり、その役員さん等に話をしました。小さな問題かもしれませんが、そういうところからも汲み上げていきたいなと思っています。

それからこの内容を見まして、環境部で作っておられた疑問点、問題点、問題意識、こういうことが社説に随分含んでました。私はそういう知識がないもんですから、資料もらったものとこれを突き合わせて見ましたら、問題点が随分挙げてあるなというのを感じました。

それともう一つ、私は環境問題に非常に興味を持っていますが、これとは別に、皆さん御存じだと思いますが、新聞を見ましたら、今日5月30日はごみゼロの日になっているそうです。ごみゼロの日に環境審議会が開かれて、非常にすばらしいことだと思っています。課題が色々ある中で、先ほど年齢も申し上げましたが、かなり経験していますが、年はそれなりにとっています、どういう機会が与えられるかというのは非常に興味を持っています。この問題だけを何回も取り上げる、それとも環境問題というのは非常に幅が広いと思う。色々見ると、環境問題をはじめとして、という書き方がかなりしてあると思います。福祉も防災も災害も全部関係するのは環境だと思っており、だから幅の広いテーマを挙げて頂いて今からの会議をやってほしいなど、私の出番も少しあればいいなと思っていますので、よろしくお願いします。

<事務局>

審議会に諮問する原点といいますか、皆様もお住まいがございますので、自治会とかあるかと思いますが、住まわれている方々の疑問点とか、おかしいなと思われるところからスタートしていると考えていますので、自治会の皆さんから聞いてこられたことも、ぜひこの場でお聞かせ願いたいと思います。

<会長>

審議会がない間においても、こういう話があったというのを事務局に上げて頂ければ、次の会での意見交換も可能だと思いますので、他の委員さんにおかれても、こんな話がありますということで相談頂ければと思います。

<委員>

水に対しての影響はどうなのかなと、ちょっと聞いたことがあります。ごみゼロについて、ごみの問題で一つあげたら、外国人の方も色々住んでおられますが、小学校や中学校、義務教育の中でごみの不法投棄やポイ捨てについての教育に少しだけ時間をさいたらいいのではないのでしょうか。ごみを捨てるのは、車に乗った人が窓からポイ捨てされているので、公安委員会が免許の更新のときに少しPRしてもいいのかなと思います。

<委員>

太陽光発電の設置に関して、規制をかける方の条例をどうするかというお話だと思うんですけど、頂いた資料の4ページに意見交換、ヒアリングという内容が書い

てあると思うんですけど、これを見たら地域の方の意見と事業者の方の意見に共通して出てくるのが、土地の問題なんですよね。地域からは耕作放棄地を有効に活用するために太陽光発電を採用するという意見はもちろん分かりますし、事業者の方からも、事業者として土地開発を進めるけれど、地域で土地の問題にも向き合った方がいいんじゃないかという意見もあります。その他のところにも、太陽光の促進については農業政策と絡めていくべきというふうに共通した内容が出てくるということは、設置の条例ももちろん話し合っていないといけないんですが、ここまで踏み込むとなかなか難しいことも多いと思いますが、農地とか中山間地の維持管理とかの問題もあわせて考えないと。他市になりますが、うちの実家が農家ですから、やはりこの問題に直面していて、もう農業ができないんですね、親も高齢化していますので。当然草刈もしないといけないのですが、間に合いません。中山間地ですから、やはりそういうところに事業者が来られるんですよね。日当たりのいいところ、ここに太陽光発電を設置しませんかみたいなお話を頂いたこともあります。本当に草だらけになっていく、その農地を見たときに、ちゃんときれいに維持管理してもらえんだったら、売ったらいいんじゃないかと思うのは当然だと思います。実際に土地を持っておられる方の意見等もしっかりお聞きしてから、進めていくのがいいんじゃないかと思います。

<委員>

固定価格買取制度を利用せずに発電をしている事業者の方は、つくった電力はどのような利用をされているのでしょうか。

<事務局>

そういった事業者は、電力の世界でも一般市場みたいなもの、卸業者がいっぱいあるんですけども、あるいは自由市場といいますか、そういったところに売っておられるのが一般的です。

<委員>

自家消費ではないということで、いわゆるPPAという仕組みで、持ち主とは別の電力会社さんが設置して、電気をつくっておられるような事業という理解でよろしいでしょうか。

<事務局>

市場だけではなく、コーポレートPPAということで、企業が自分の会社の電力を再エネにしたいということで、太陽光発電の事業者と連携して、自分たちに送ってもらうために太陽光発電設備を整備してください、電気を幾らで買いたいですかと企業同士が連携して進めるやり方もあります。そういったFITではない色々な手法があると認識しています。

<会長>

今問題になっている設置の形態が、PPAを利用した制度がメインなのか、いわゆる系統に接続せずにオフグリッドと言われる自家消費で設置されている方の中におられるのか、その辺りが明確に分かるといいなと思います。

<事務局>

申し訳ないんですが、そもそも私どもが事業者の情報を持っていないということで、お答えすることができない状況です。

<委員>

事業者の方にむしろ情報提供頂くことは可能なんでしょうか。電力会社とか、事業者というのは、国の方で認可を受けてやっていると思いますが。

<事務局>

資料の4ページ、事業者からの意見というところで、ヒアリングさせて頂いた事業者も、主に太陽光発電をやっておられ、市の条例でも縛りが無いわけではないということで、3ページで市の条例による取組の状況をお示しましたが、例えばこの中で、開発指導課が担当する開発行為に関する届出がありますが、一定の条件で土地の開発をなさる事業者は、市の内部ですので、開発指導課からの情報で事業者を特定し、情報を得ることはあります。実際、これが出たところの方々にヒアリングをさせて頂いてます。ですが、こうした届出が必要ない事業者となると、私どもでは情報を得ることが難しい、相手がつかめない状況にあります。

<会長>

先ほど経済合理性の話がありましたが、企業には二酸化炭素排出量を減らす努力があるんですね。使っている電気からCO2が出ますという話になったときに、もっと減らさないととなったら、高めでも電気を買うことがあり得るんですね。そういうところに使われてる可能性もあるんじゃないかと、市場価格より高いけれどCO2下がる分を確保するためという取引もあると思います。その辺がやはり分からないので、今の段階だと難しいですけど、いい悪いは置いて把握できるようにすることは必要だと思います。

<委員>

先ほどの土地の話ですが、中山間地の例を出して頂いたのと、広い面積の話がされたと思うんですが、土地を事業者が購入するという提案が多いのか、あるいは30年間借用で設置するような形の提案が多いのか分かりますか。

<委員>

土地を買って運用するのは、そこからの送電網も関係すると、ほぼ現実的ではないんです。先ほどもお話があったように、PPAとか、その電力を供給してもらう会社さんとうまく連携して、ランニングコストを払っていく方が、比較的経済合理性があると認識しています。PPA単独で見ても、うまくいかないことがあるというのは、電力供給してもらう側としたら、必ず一定量の電力を買わないといけない。土日は工場が止まるんですが、それでも買い続けられないといけない。そうしたときに電力はどうするのかという話になったときに、もう一つ先ほどお話あったのは、脱炭素の動きの中で、再生可能エネルギーの電気がこれだけありますと、あるところに登録して買い取る制度、要は脱炭素になるエネルギーを買うんです。そういうところに売電したりして、それを仲介業者を通して我々が改めて買ったりとか、そういうことに事

業拡大として使ったりしています。だから土地を買うのは、あまり現実的じゃないなと感じています。

<委員>

中山間地の場合の提案ってどういう形で来るんですか。

<委員>

うちに来たのは、土地を買わせてくださいという提案でした。

<委員>

棚田みたいになっているところを何反分とか全部というような形でしょうか。

<委員>

そうです。中山間地の方で太陽光発電をつけてある、ああいった形です。比較の日当たりいいの部分です。

<委員>

土地を買われてしまうと、耐用年数が経過した後に置いたままにできてしまうわけですね。ですから地域の維持ということを考えると、やはり撤去を前提とした契約をできるような体制、これは環境審議会で議論することか分からないですが、景観条例とか、そういったことを考えながらやらないとまずいかなと。平地と中山間地の場合は少し違うのかなという気がしました。

<委員>

根本的な話なんですけど、5KWで調べると、一般的に25から30平方メートル必要とあるんです。住宅の屋根にのせるのが5KWぐらい。それに対して10倍、先ほどから10から50KWクラスが大半を占めるとおっしゃってますが、その規模は300平方メートルぐらいなんです。ざっと10m×30m、この会議室よりちょっと広いでしょう。その程度の面積で太陽光を設置していく、それが乱雑になっていたりし、置かれていくことが問題だと思うんです。300平方メートルって届出対象外ですよ。1,000平方メートルの届出、500平方メートル以上というのがある中で、これらの対象外で設置され、管理はされないというところに問題があると思います。逆に、それを役所側が管理できるのかというのが疑問なんです。多くの案件に対して、現物も調査しないといけないし、管理側としては定期的な見直しも必要だろうし、そういう体制を構築することを前提に、把握ができるのかというところを疑問に思っていて、細かいところはさておき、広い範囲で規制を広げていく。そういう取組から始めた方が現実的なのかなと。だいたい規制と推進ってトレードオフなので、規制を強めれば強めるほど推進はされなくなるし、規制を緩和すると当然推進されるんだけど、管理体制が追い付かなくなる状況にも陥るので、そのバランスを保てるのかということも大事だと思いました。

<委員>

パネル自体の製造は、おそらく中国が大半じゃないかと新聞等で感じています。

その中で、パネルは別にして、外資的な導入を逆に中国から、そういう事業者が同時に入ってこられて、今言う規制外のところで、かなり活動しておられるのではないかと考えています。だからこの辺の実態はなかなかつかみにくい面もあるかと思っています。

私は大内に住んでおり、スマホでパネルのあるところはどこかなと見てみましたが、大内長野に1人の方がやっておられるようで、農家の方、自分の所有地らしいですが、それなりの面積があります。大内中矢田はそれ以外ないんです。秋穂や阿知須に行くと、かなり田んぼ等に設置してある、山間地にもあるということは聞いています。

100坪ぐらいでやっておられる知人に話を聞いたんですが、最初は売電してそれなりの利益が上がっていたそうですが、10年以上たって今はもう採算がとれないからそのまま保留されていると。原発の廃棄処理と同じように、廃棄するにもそれなりのコストがかかりますよね。このコストについて、利益があるときに残しておけばいいのでしょうか、身銭をきりとなったら大変だから、当面は放置しておられるようです。難しい問題が色々あるんだなというのを感じています。

<会長>

まだ御意見はあろうかと思いますが、第一に現状把握を進めたらどうかということになろうかと思っています。その上で御審議頂ければと思います。御意見に関しましては、事務局に御相談頂ければと思います。またそれを共有できればいいかなと思います。今日のところは頭出しということで、議論はここまでにさせていただきますので、よろしくお願いします。

<会長>

5 議事（2）環境審議会清流保全部会の設置について

資料に基づき事務局から説明

意見・質問等なし

清流保全部会の設置については、事務局案のとおりとしてよろしいか。→承認

<会長>

6 その他

事務局から説明

その他、意見等があれば発言を求める。

<委員>

榎野川水系等についての話は、事業者の関係が主でしたのであまりふれることができませんでした。私は老人会の手伝いも6年間させて頂き、子どもの見守りとして大内を中心に1,500世帯ぐらいあります。毎朝1時間半ぐらい自分の健康管理を含めて歩きました。そのとき環境問題で1番感じたことは、側溝がごみ捨て場化されているんです。大雨が降ったら、ごみが間田川を流れ、榎野川を流れ、大海に行くわけです。大雨が降った後は、側溝はきれいになっているんです。側溝にはバケツや缶、ポリなど色々なものが山ほど積み上がっています。こういった問題も、事業所の排水等の問題だけでなく、市民の排水関係も、もう少し真剣に考える時期では

	ないかと思っています。こういったテーマも取上げてほしいなという気持ちを持っていますので、よろしくお願いします。 <会長> 市民がごみを捨てるという行為が積み重なると、結局は事業所が行っているような問題と同じレベルになるんじゃないかと、そういうことだろうと思います。こうしたことについても、どうこれから取り上げていくのか、事務局と相談しながら考えていきたいと思っています。 <事務局> 閉会 環境部長あいさつ 閉会
会議資料	・ 令和7年度第1回山口市環境審議会 次第 ・ <u>資料1</u> 山口市環境審議会委員名簿 ・ <u>資料2</u> 山口市環境審議会規則 ・ <u>資料3</u> 民間事業者による太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理について（諮問） ・ <u>資料4</u> 環境審議会清流保全部会の設置について ・ 環境審議会席次表
問い合わせ先	環境部 環境政策課 総務担当 TEL 083-934-2699